

名護市ふるさとまちづくり寄附のご案内

名護市では、平成20年9月に「名護市ふるさとまちづくり寄附金条例」を制定し、地域経済活性化・雇用創出、子ども支援・健康生きがいづくりなどの事業に、ふるさとを想う皆様からの寄附金を充てさせていただき、個性豊かなふるさとまちづくりを推進しております。
是非とも、趣旨をご理解のうえ、ご支援いただきますようお願い申し上げます。

【寄附の流れ】

1. 名護市ふるさとまちづくり寄附金申込書の入手

- 申込書は、通常の「申込書」と、申込書と払込取扱票が一体となった「申込書 兼 払込取扱票」の2種類があります。
- 申込書は、ホームページにてダウンロードいただけます。
- 申込書及び申込書 兼 払込取扱票は名護市財政課窓口（2F）、名護市本庁1F総合案内、名護市各支所窓口に備えております。郵送またはFAXにて送付することも可能ですので、お気軽にお問い合わせください。

2. 「申込書」または「申込書 兼 払込取扱票」の記入

- 下記事項を必ずご記入ください。
(住所、氏名、連絡先、寄附金額、寄附金の使途指定、公表の可否)
- 申込書 兼 払込取扱票の場合は、記入例をご確認ください。

【申込書による申し込み】

3. 寄附金の申し込み

- 電子メール（ファイル添付）、FAX、郵送のいずれかの方法で送付していただくか、名護市財政課窓口で直接の申し込みも可能です。

【申込書 兼 払込取扱票による申し込み】

4. 「納入通知書」の受け取り

- 申込書の受領後、名護市から、寄附金専用の納入通知書を送付します。
※ 名護市へ申込書送付後、しばらく経っても入金方法の案内と納入通知書が届かない場合は、恐れ入りますが、担当までお問合せ下さい。

5. 寄附金の払い込み

- 先に送付された寄附金入金方法の案内に従い寄附金を払い込みます。
※ 申込書 兼 払込取扱票をご利用の場合は、ゆうちょ銀行、郵便局又は払込機能付きATMでの払い込みとなります。

6. 「寄附金受領証明書」の受け取り

- 寄附金の入金が確認できましたら、名護市から、寄附金を受領した証明として「寄附金受領証明書」を送付します。
※ 当受領書は、確定申告の際、税の控除申請に必要となりますので大切に保管して下さい。

【寄附金税額控除に係る申告特例申請書の提出】 (ワンストップ特例制度)

※ふるさと納税の控除以外についての確定申告（住民税申告）を必要としない方、寄附をする自治体がら団体以下の方は、ご自身での申告をせず、名護市が名護市への寄附額をお住まいの市町村へ報告することができます。

- 寄附金受領証明書と一緒に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を送付します。
申告の特例を受けたい方は申請書を提出してください。

7. 確定申告

8. 税の減額

[お問合せ]

〒905-0014

名護市港二丁目1番1号 市民会館2階
地域経済部 商工・企業誘致課

TEL : 0980-53-7530

FAX : 0980-53-5426

mail : shoukoukigyouyuuchi@city.nago.lg.jp

HP : <http://www.city.nago.okinawa.jp/>